

食品等事業者の許可・届出について



埼玉県マスコット「コバトン」

令和3年11月12日

食品安全課食品保健・監視担当 松崎 文秀

営業許可・届出制度

＜営業、営業者＞

食品衛生法第4条第7項及び8項

営業とは、業として、食品若しくは添加物を採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、若しくは販売すること又は器具若しくは容器包装を製造し、輸入し、若しくは販売することをいう。ただし、農業及び水産業における食品の採取業は含まない。

営業者とは、営業を営む人または法人をいう。

新たな営業許可・届出制度の概要

営業者

旧制度

① 許可業種(法)

法に基づく34の業種

② 許可業種、届出業種
(埼玉県独自)

埼玉県条例に基づく許可、届出

③ 許可・届出対象外
(許可・届出不要)

①、②以外の営業が該当

食中毒の
リスク等により整理

営業者

現行(新制度)

① 許可業種(法)

法に基づく32の業種

② 届出業種
(法 全国一律)

- ・法に基づく届出が新設
- ・条例による許可・届出は廃止
- ・①、③以外の営業が該当

③ 対象外
(許可・届出不要)

食品又は添加物の輸入をする
営業、運搬業、容器包装に入っ
た長期間常温で保存可能な食
品の販売など

高

公衆衛生の影響

低

営業許可業種の見直しの考え方

○ 食中毒のリスク等を踏まえ、許可業種を再編した

- ・漬物製造業、水産食品製造業、液卵製造業等を新たな許可業種として設定
- ・現行の許可業種のうち、リスクが低いと考えられる一部の許可業種は届出の対象へ(例:乳類販売業、氷雪販売業、食肉販売業・魚介類販売業の一部)

○ 原則、一施設一許可となるよう、次の内容を見直した

- 一つの許可業種で取り扱える食品の範囲を拡大した。
 - 例①:菓子製造業を取得している施設が調理パンを製造する場合、そうざい製造業や飲食店営業の許可は不要
 - 例②:清涼飲料水製造業を取得している施設が生乳を使用しない乳飲料を製造する場合、乳製品製造業の許可は不要
- 原材料や製造工程が共通する業種を統合しました。
 - 例:みそ製造業と醤油製造業を統合して「みそ又はしょうゆ製造業」

営業許可業種の見直し①

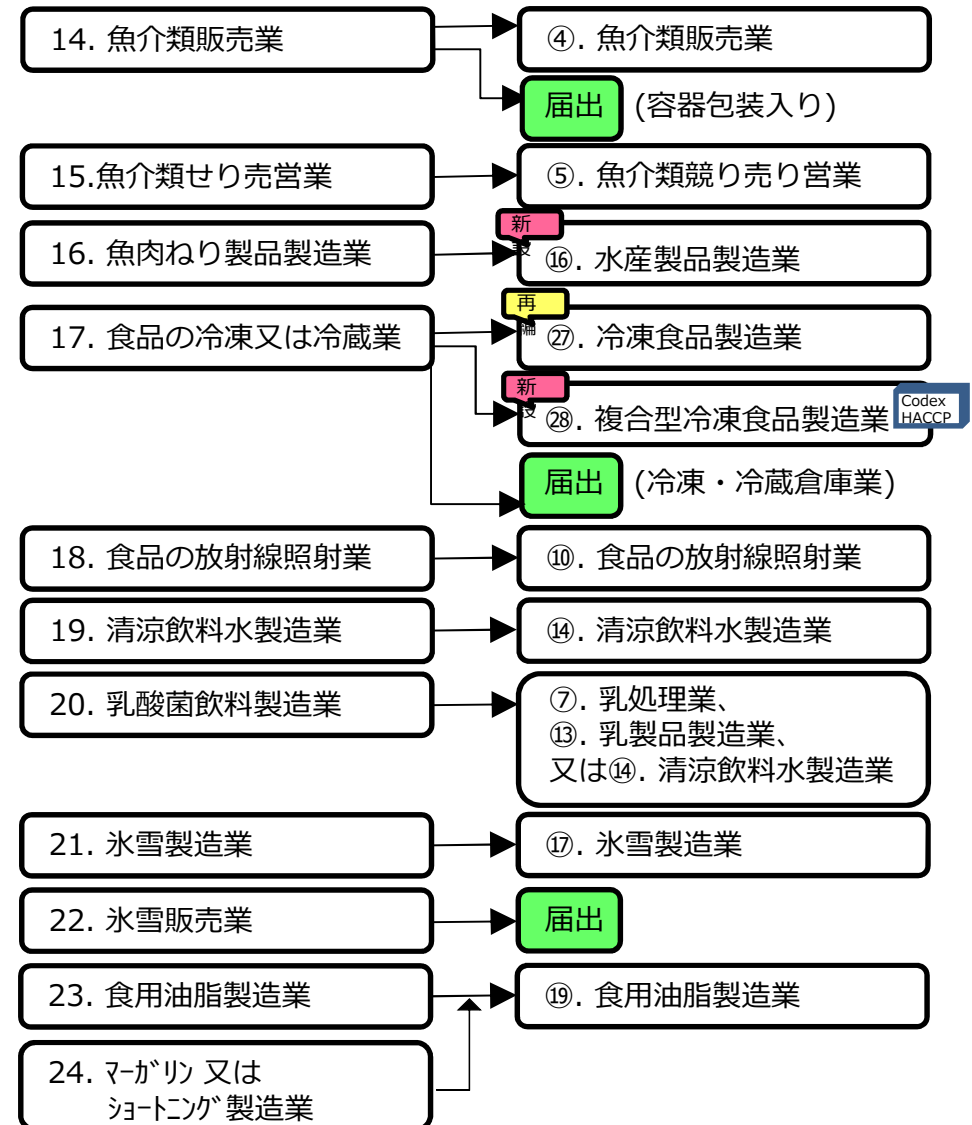
現在の法許可業種

見直し後の法許可業種

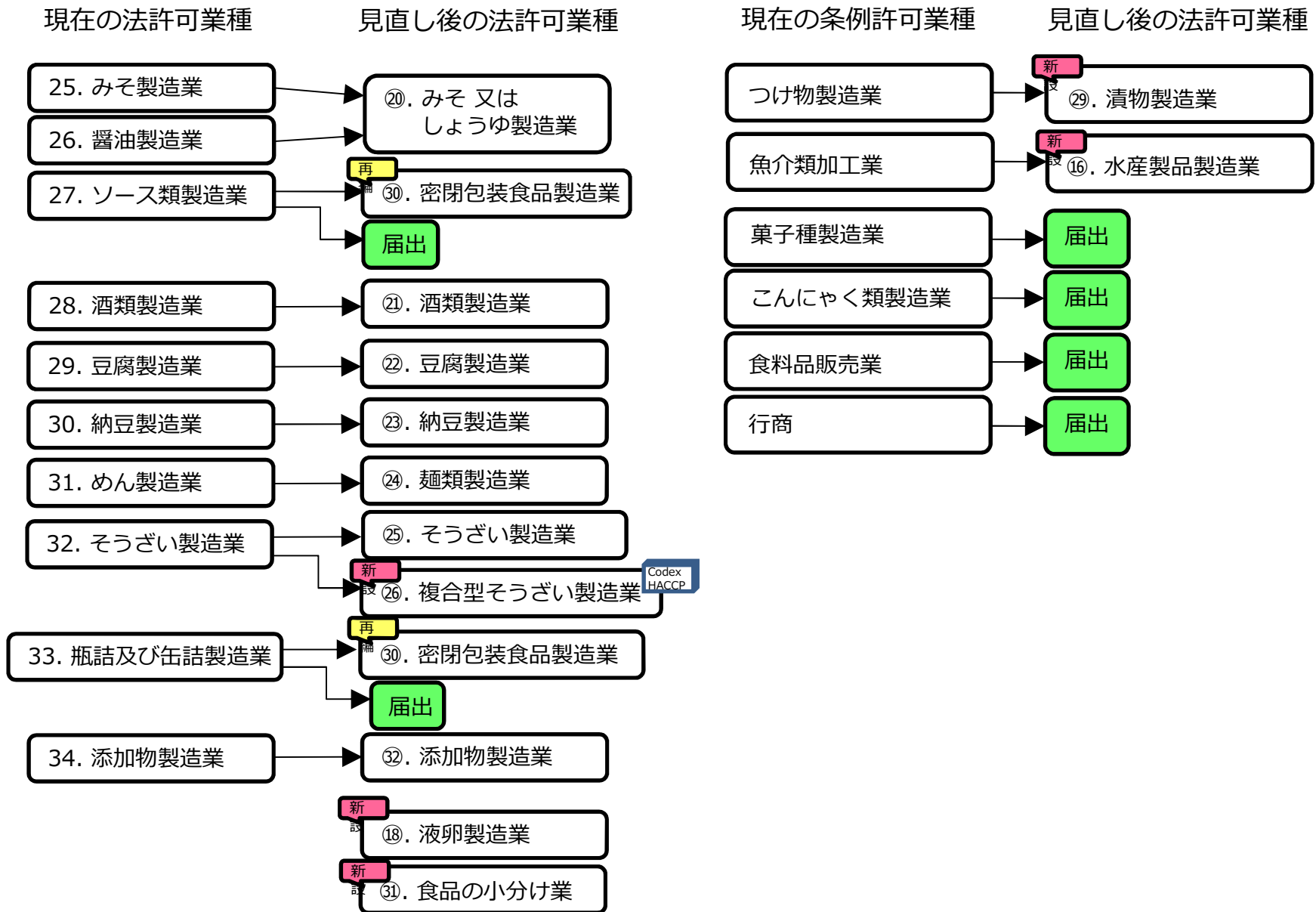


現在の法許可業種

見直し後の法許可業種



営業許可業種の見直し②



施設基準の仕組み

- 営業許可の対象となっている業種を営もうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。
- 都道府県は、各営業許可業種について、条例で公衆衛生の見地から必要な基準(＝施設基準)を定める。
※その際、厚生労働省令で定める施設基準を参酌(＝参考に)しなければならない。

施設基準の全国平準化

- 施設基準は、給排水設備、冷蔵冷凍設備などの共通基準と、業種ごとに定められた個別基準からなる。

営業許可・届出の手続き

	許可	届出
申請(届出)手数料	○	—
継続手続き	○	—
変更・廃業の届出	○	○
営業施設の基準	○	—
衛生管理の基準 (食品衛生責任者の設置、 HACCPに沿った衛生管理等)	○	○

移行手続きの実施時期①

旧法

新法

移行時の扱い

改正 1年 2年 3年 4年 5年 6年 7年

1 法許可



届出

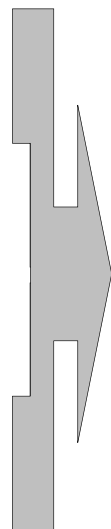
法上手続き不要とされている

※ご自身が手続き不要か管轄の保健所に確認してください

- ・乳類販売業 ・食肉販売業（容器包装入り） ・魚介類販売業（容器包装入り）
- ・食品の冷凍又は冷蔵業（冷凍・冷蔵倉庫） ・冰雪販売業 ・ソース類製造業（密閉包装を除く）

2 条例許可

菓子種製造業
こんにやく類製造業
食料品販売業
行商



届出



6か月以内に届出が必要

3 条例届出

その他の食品製造業
（そうざい半製品・
液卵以外の製造）

移行手続きの実施時期②

旧法

新法

移行時の扱い

改正 1年 2年 3年 4年 5年 6年 7年

4 条例許可

許可

3年以内に許可が必要

- ・漬物製造業
- ・魚介類加工業

5 法許可

許可

次回更新時に移行手続き

- ・飲食店営業 ・喫茶店営業 ・菓子製造業 ・あん類製造業 ・アイスクリーム類製造業
- ・乳処理業 ・特別牛乳搾取処理業 ・乳製品製造業 ・集乳業 ・食肉処理業
- ・食肉販売業（容器包装入りを除く） ・食肉製品製造業 ・魚介類販売業（容器包装入りを除く）
- ・魚介類せり売営業 ・魚肉ねり製品製造業 ・食品の冷凍又は冷蔵業（冷凍そうざいの製造）
- ・食品の放射線照射業 ・清涼飲料水製造業 ・乳酸菌飲料製造業 ・冰雪製造業
- ・食用油脂製造業 ・マーガリン又はショートニング製造業

移行手続きの実施時期③

旧法

新法

移行時の扱い

改正 1年 2年 3年 4年 5年 6年 7年

6 条例届出

許可

3年以内に許可が必要

- ・そうざい半製品の製造
- ・液卵の製造
- ・食品の小分け

7 届出給食

許可

令和3年6月1日までに許可が必要

届出

6か月以内に届出が必要

参考情報①(厚生労働省HP)

◆食品衛生法の改正について

(厚生労働省HPトップページから検索「食品衛生法改正」)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000197196.html>

◆営業許可・届出について

(厚生労働省HPトップページから検索「営業規制に関する情報」)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/kigu/index_00010.html

参考情報②(厚生労働省HP)

◆HACCP(ハサップ)

(厚生労働省HPトップページから検索「HACCP」)

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/haccp/

◆食品等事業者団体が作成した業種別手引書 (厚生労働省HPトップページから検索「HACCPの考え方手引書」)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000179028_00003.html

事業者がHACCPに沿った衛生管理に取り組む際の負担軽減を図るため、食品等事業者団体が作成し、食品衛生管理に関する技術検討会で内容を確認した手引書を、厚生労働省HPにて公表。

(手引書は全て無料でご利用いただけます。)